

<松戸駅東口自転車駐車場壁面広告募集要項>

1 掲出場所

松戸駅東口自転車駐車場壁面（案内図参照）

2 規格

広告板（縦 450 cm×横 500 cm）2 枚・カラー鉄板

3 広告使用材料仕様基準

- ・ カットニングシート（ポリ塩化ビニールフィルム系）及び同等品
- ・ 上記仕様以外のものについては協議が必要です。

4 使用料金

1 枚 月額 35,200 円以上（消費税込み）

5 その他の費用

広告を掲出するにあたり、使用料金の他に以下の費用負担が発生します。

- ・ 広告掲出作業費用（JR と協議）
- ・ 広告撤去作業費用（JR と協議）
- ・ 広告作成費用

（掲出者側において、規格及び掲出許可に沿ったものを作成してください。）

6 使用期間

6 か月単位での申し込みになります。

（掲出開始日は原則 4/1、10/1 とします。）

7 申込期間

随時

（「松戸市広告掲載申込書」に所定の事項を記入し、掲出内容がわかる版下原稿を添付して申込してください。また、掲出内容は事前に示してください。）

8 掲出内容の制限

「松戸市広告掲載要綱」及び「松戸駅東口自転車駐車場壁面広告掲載基準」を参照してください。

9 掲出までの流れ

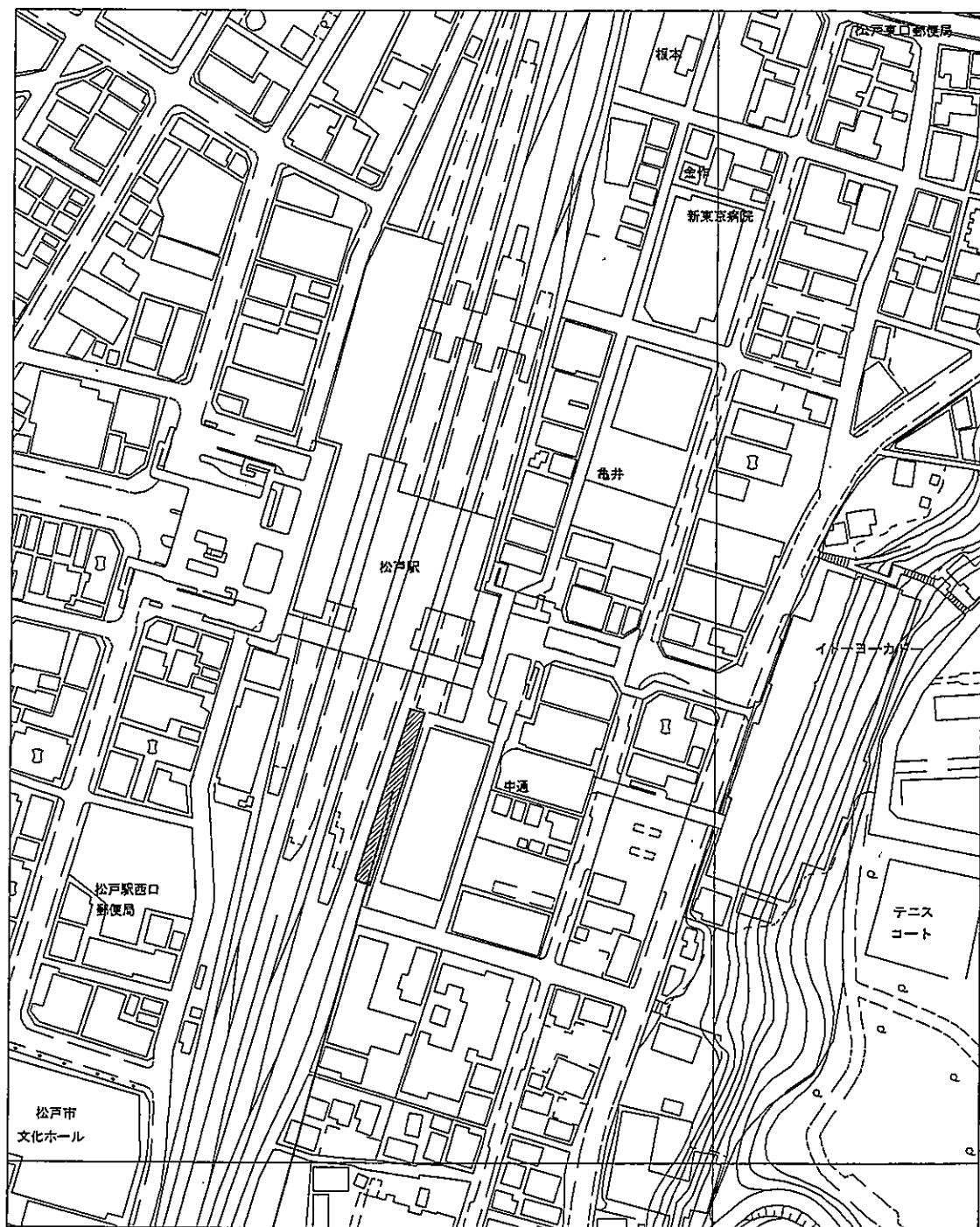
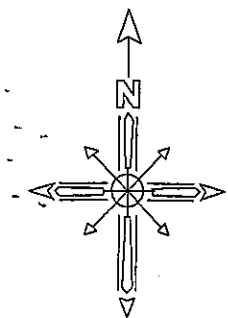
- (1) 掲出する広告内容をあらかじめ下記へご提示ください。

Eメール	mcmachidukuri@city.matsudo.chiba.jp
T E L	047-366-7376
F A X	047-382-5808
来 庁 郵 送	〒271-0072
	千葉県松戸市竹ヶ花 136 番地の 2
	松戸市 街づくり部 街づくり課

- (2) 「松戸市広告掲載申込書」(別添参照)に所定の事項を記入し、版下原稿を添付して申込してください。
- (3) 「松戸市広告掲載申込結果通知書」で結果を通知します。
ただし、使用広告板については市が指定します。
- (4) 掲出を許可する旨の通知を受けた申込者は、「行政財産使用許可申請書」(別添参照)を掲出し、「行政財産使用許可書」の交付を受けてください。
- (5) 「行政財産使用許可書」に同封した納入通知書で、指定された期日までに使用許可期間(6 か月分)の使用料を納付してください。なお、期日までに納付がない場合許可が取り消されます。
- (6) 広告の掲出前に掲出原稿を提出し、許可内容と変更ないことの確認を受けてください。
- (7) 広告主は広告を掲出する際、JR 用地を使用するため、JR との協議が必要となります。

お申し込み・お問い合わせ

松戸市 街づくり部 街づくり課
千葉県松戸市竹ヶ花 136 番地の 2
電話 047-366-7376 FAX 047-382-5808



松戸市松戸1243番地の3

案内図 S=1:2500